

大会規約

【走行規定】

- (1) 本イベントはスピードを競うものではなく、食や体験を楽しむサイクリングイベントです。当日は5～6名程度のグループごとに走行するグループライドとなり、各グループにはガイドライダーを配置します。当日はガイドライダーの指示に従ってください。また、当日のコースでは一般車両の通行規制は行いませんので、警察官の指示がない限り下記の基本的な交通規則を遵守して、安全な走行を心掛けてください。
- ・一時停止場所、赤信号での確実な停止
 - ・車道の左側走行
 - ・並進走行の禁止（一列で走行すること）
 - ・走行中の携帯電話の使用及び表示された画像の注視の禁止
 - ・自転車走行可能な歩道および歩行者共有区間での歩行者優先走行の厳守
 - ・その他、交通事故を誘発するような危険な走行を禁止
- (2) 走行時は警備員・スタッフの指示に従うこと。
- (3) 車両による伴走は禁止します。
- (4) 各エイドステーションには、定められた通過制限タイムまでに到着するようにしてください。
- (5) 以上の規約を守らず、スタッフからの警告を受けても改善されない場合は参加を取りやめていただく場合があります。また、規約を守らずに発生した事故等について主催者は責任を負いません。

【車両・装備規定】

- (6) ご自身の自転車をご持参ください。
- (7) 装備および自転車の形状について
- ・公道を走れる自転車のうち、ロードバイク・クロスバイク・MTB・小径車・E-BIKEを使用可能とします
 - ・法令に基づく保安部品（ベル、ライト（前照灯、後尾灯）、リフレクター（テールライト可）、前後ブレーキ）は必ず装備してください。
※装備がない場合は出走を止めますのでご了承ください。
 - ・ヘルメット（レザー、布製は禁止）は必ずご着用ください
 - ・グローブの着用を推奨しています。
 - ・パンク修理セットの携帯を推奨しています。
 - ・DHバーの装着は禁止しています。

(8) 車検義務について

当日の車検は行いませんので、各自の責任で必ず事前に点検、整備を済ませてください。

※整備不良で参加された場合、スタートできないことがあります。

【駐車場】

(9) 多可町余暇村公園第2駐車場をご利用ください。

(10) 駐車場内での宿泊（前泊・後泊）は不可です。

【リタイアの方法】

(11) 何らかの理由でリタイアする場合は近くのスタッフまたは運営本部に申告し、指示に従うこと。

【自転車保険について】

(12) 兵庫県では、条例により県内で自転車を利用する場合は、自転車保険等に参加しなければならないとなっています。

誓約事項

1. <規則の遵守義務>

参加者は、本イベントが一般公道で行われる個人の責任で走るサイクリングであることを承知し、一般交通法規などはもとより主催者が設けたすべての規約・規則指示を遵守し、他の交通に迷惑をかけず、スムーズなイベント運営に協力しイベント規約に記載の注意事項等を確認の上、参加者個人の責任において、安全管理・健康管理に十分な注意を払い参加します。万一、体調などに異常が生じた場合はすみやかに参加を中止することを誓います。

2. <競技特性の理解と安全確保>

参加者は、サイクリングの経験があり、イベントは変化しやすい自然環境の中で行われ、体調が急激に変化する特性があることを十分に認識しております。またコースは広い範囲に設定されるため、緊急時の救護あるいは対応に支障をきたす可能性が高いことをよく理解しています。

3. <健康状態の自己申告>

参加者として健康状態は良好であり、イベントの参加に何ら問題を生じる事は予想されません。また、アレルギー体質、過敏症などの特異体質や既往症など、さらには宗教上その他の理由などにより、緊急医療のため知っておいてほしいことがある場合は、事前に主催者へ報告いたします。

4. <自己管理責任と応急処置の承諾>

参加者は、参加者個人の自覚と責任において、安全と健康に十分な注意を払ってイベントに参加し、走行中に参加者が被害者又は加害者となる事故が発生した場合、原因の如何を問わず、自己責任において処理し主催者及び責任者に責を帰さないことを誓います。また、主催者により続行に支障があると判断された場合は中止勧告を受け入れます。参加者がイベント中に負傷したり、事故に遭遇したり、あるいは発病した場合には、参加者に対し処置が施されることを承諾し、その処置の方法および結果に対しても異議を唱えません。

5. <負傷・死亡事故の補償範囲>

参加者は、イベント中および付帯行事の開催中に負傷した場合、またはこれらに基づいた後遺症が発生した場合、あるいは死亡した場合においても、その原因の如何を問わず、イベントに係わるすべての関係者に対する責任の一切を免除いたします。また、参加者に対する補償はイベントに掛けられた傷害保険の範囲内であることを確認し承知します。従って、参加者はここに、参加者自身・参加者の遺言執行人・管財人・相続人・近親者などのいずれからも、参加者が被った一切の傷害について賠償請求・訴訟およびそれらのための弁護士費用などの支払請求を一切行わないことを誓います。

6.<免責事項>

参加者は、気象状況の悪化および走行環境の不良など主催者の責に帰すべからざる事由により、イベントが中止になった場合、または内容に変更があった場合、さらには用具の紛失・破損などにより参加に支障が生じた場合においても、主催者に対してその責任を追究しないこと、並びにイベントへの参加のために要した諸経費（参加費を含む）の支払請求を一切行わないことを誓います。また、参加者は、走行中や会場内、駐車場等での紛失・盗難・破損等が発生した場合は、自己の責任において一切を対処し、主催者及び関係者に責を帰さないことを誓います。

7.<肖像権及び個人情報の取り扱い>

参加者は、参加者の肖像・氏名（ニックネーム）などの個人情報が、主催者が作成するウェブサイト、イベントパンフレット、関連する広報物、報道並びに情報メディアにおいて使用されることを了解し、付随して主催者が制作する印刷物・ビデオ並びに情報メディアなどによる商業的利用を承諾します。また、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報がイベント主催者による参加者への連絡・情報提供に使用されることを承諾します。

8.<本誓約事項に規定されていない事項について>

本契約書の解釈に疑義が生じた場合、大会規約に従い解決することを承諾します。万一、イベントに関する争いが生じた場合、その第一審の専属管轄権は神戸地方裁判所とし、準拠法は日本法とする事に同意いたします。